

平成25年度大磯町教育委員会第2回定例会会議録

1. 日 時 平成25年 5 月15日 (水)
開会時間 午前 9 時00分
閉会時間 午前11時00分
2. 場 所 大磯町郷土資料館 研修室
3. 出席者 曾根田 眞 二 委員長
青山 啓 子 委員長職務代理者
竹 内 清 委員
中 野 泉 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
小 島 昇 学校教育課副課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 2名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
付議事項第 2 号 平成 25 年 6 月補正予算における教育委員会予算要求について
付議事項第 3 号 平成 26 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書採択方針について
付議事項第 4 号 大磯町社会教育委員の委嘱について
8. 協議事項
協議事項第 1 号 教育施設修繕計画方針 (案) について
9. 報告事項
報告事項第 1 号 工事請負契約の締結について
報告事項第 2 号 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱について
報告事項第 3 号 ミニ企画展「新収蔵資料展」の開催について
報告事項第 4 号 おはなしボランティア講座の開催について

報告事項第5号 児童文学講演会「799の嘘」～お話づくりを楽しむ～
の実施結果について

10. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、4月定例会が開催されました平成25年4月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。4月19日、旧吉田茂邸利活用検討委員会による先進地視察を実施しました。熱海の起雲閣、御殿場市の岸信介邸を視察しました。4月24日、全国学力状況調査が、小学6年生と中学3年生を対象に行われました。4月25日、中地区教育長会議が開催されました。内容は、本年度の指導課執行事業について、公立学校教員採用試験について、教頭候補者選考試験について、中地区広域人事交流等でした。同日、学校長等経営者会議を開催しました。4月30日、第1回学びづくり推進担当者連絡会を開催し、学びづくり推進事業がスタートしました。5月9日、第60回おいそ文化祭第1回運営委員会を開催しました。5月13日、中学校部活動地域指導者ガイダンスを開催し、大磯中学校8名、国府中学校9名の方に委嘱状を交付しました。5月14日、大磯町立学校新採用教職員研修会を開催しました。郷土資料館で、3月9日から5月12日まで開催しました、春季企画展、大磯の災害、かつてこの地で起きたこと、が54日間、開館し、入場者数は、6,277人でした。アンケート等のまとめは、次回の定例会で報告いたします。その他、各種研修会、総会等につきましては、別添資料のとおり開催され、各担当が出席いたしました。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。なお、5月1日付けで新採用職員1名。宮下主事補が、学校教育課学校総務係に配属されました。今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

付議事項第2号 平成25年6月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第2号、平成25年6月補正予算要求について、ご説明いたしま

す。別紙をご覧ください。まず、私の方からは、学校教育課所管の補正予算についてです。歳入については、国庫支出金の教育費国庫補助金を減額する補正となります。補正理由としましては、国府小学校改修事業が国の緊急経済対策事業であります、地域の元気臨時交付金の対象となり、平成 24 年度 3 月補正予算に前倒しで計上したため、平成 25 年度当初予算から全額を減とするものでございます。一段飛びまして、歳出でございます。下段の、国府小学校改修事業について、全額を減とする補正でございます。補正理由としましては、歳入予算のご説明同様、本事業が、国の緊急経済対策事業であります、地域の元気臨時交付金の対象となり、平成 24 年度 3 月補正予算に前倒しで計上したため、平成 25 年度当初予算から全額を減とするものでございます。

子育て支援課長) 引き続き、子育て支援の部分について、ご説明いたします。まず歳入ですが、寄附金で児童福祉費寄附金の歳入の増額となります。こちらについては、この 4 月 4 日に、子育て支援のためにということで、篤志家の方より匿名で寄附いただいたものになります。次に、歳出についてですが、1 点目が、児童福祉費、子育て支援総合センター運営事務事業の備品購入費で庁用器具購入費の増となります。こちらは、子育て支援総合センターの庭に、シンボルのなすべり台を購入するものと、昼食等に利用できる子ども用のテーブルや、つどいの広場等で使用する空気清浄機などを購入するものです。2 点目が、同じく児童福祉費、保育園費、保育園維持管理事業の備品購入費で園具備品購入費の増となります。こちらは、乳児のための空気清浄機と避難車を購入するものです。3 点目が、幼稚園費、の幼稚園運営事業の備品購入費で園具備品購入費の増額となります。こちらについては、園児用のテーブルとイスを購入するものです。以上となります。

質疑応答)

委員長) 歳入の部分ですが、当初予算 4,183 万円について、教えてください。

学校教育課長) 4,183 万円ですが、小学校の施設整備費補助金です。今回の国府小学校改修工事以外の全てのものが含まれています。

委員長) この資料だけでは、数字がわからなかった。当初予算の中で、全体額でいくら、トイレ改修費でいくら、その他小学校の耐震改修でいくらなど、内訳がわからなかったので、今後の反省として、1 枚だけ資料をもらうのではなくて、もう少し資料をつけてもらいたい。

学校教育課長) 歳入の内訳や、歳出の内訳を添付するようにいたします。

委員長) それから、歳出の部分で、寄附をされた 100 万よりプラスをして補正をするのですか。

子育て支援課長) 歳出につきましては、100 万円を若干上回る金額で、補正を組んでいます。5 万 1 千円程度です。

委員長) 先ほどの質問と関連しますが、民生費の中の 4 万円ですが、数字がどこから来たのか疑問だったので、出すときは、数字を説明してほしい。それから、歳入に係る当初予算で、トイレ改修の中で、町起債費、4,790 万とありましたが、それについては、変更はないのですか。

学校教育課長) こちらも減額いたします。ただ、財政課で起債の予算を持っていますので、財政課の方で減額されます。

委員長) 全額減額されるということですね。

学校教育課長) 事業そのものを減額いたします。

委員長) 当初予算の中で、2,708万8千円という数字があつて、補正として、2,439万3千円。合計5,148万1千円という数字がありますが、当初の4,183万円とはどう違うのですか。

教育部長) 手元に資料がありませんので、こちらについては調べてお知らせします。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第2号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第2号平成25年6月補正予算における教育予算は原案どおり承認をいたします。

付議事項第3号 平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育副課長) 平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について、補足説明をさせていただきます。説明資料をご覧ください。資料1、平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由でございます。教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという基準を平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針として定めるものでございます。資料2から資料4には、議案にあります教科用図書の採択に関する法律を載せてございます。さらに、そのあとの参考資料は、神奈川県の採択方針でございます。以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 小中学校の教科書は、新採択が、小学校が23年度から、中学校は翌年の24年度からということだと思います。小学校は26年度で4年目、中学校が26年度で3年目ということになりますけれども、学校の現場の中で教科書について何か問題が起きたとか不満が出ているとか、そういうことはありますか。

学校教育課副課長) 特に学校から教科書が使用しづらいとか課題があるというような話は聞いておりません。小学校、中学校、それぞれ使用の年度が複数年になってきていまして、それぞれなれた形で教科書を使用できているというふ

うに考えています。

竹内委員) 県の採択方針、25年度が参考資料で出ておりますけれども、26年度の県の採択方針は今後出る予定ですか。

学校教育課副課長) ここにございます参考資料の平成25年度の採択方針が今年度県の教育委員会から通知された採択方針になります。26年度につきましても、やはり同じような時期に同じような形で採択方針が示されるものというふうに認識しています。

竹内委員) 基本的には、大磯町でも毎年採択方針を定めて、次回かその次の回あたりに、今年度採択の教科書をこの場で決めるわけですよ。そのときには大磯町の採択方針が出るという理解ですか。それとも、これを参考にして決められていくのか。

学校教育課副課長) 今のご質問は、26年度に使用する教科書ということによろしいですか。

竹内委員) そうです。教科書は毎年採択しなければいけないわけでしょう。教科書の改訂は4年に1回ぐらいずつ順番が回ってきますが、教科書採択は毎年やらなければいけないわけですよ。だから、そのことを言っているのです。大きな教科書の内容の模様替えはないにしても、副委員長から質問があったように、前年度と大きな違いがなくて、昨年度の教科書をそのまま次年度も使うということであっても、この場で採択しなければいけないわけでしょう。そのことです。

学校教育課副課長) 本日につきましては、採択の方針をここで定めるということになります。また改めまして7月の定例会でご審議いただくようになると思いますが、4年間継続して同じ教科書を使うことになっていきますので、その継続して使う教科書について改めて本年度も採択をしていただくようになります。

竹内委員) 4年間同じ教科書を使うことになっているというお話がありましたが、そうじゃないでしょう。何か特別な理由があれば替えなければいけないわけですから。

学校教育課副課長) 関連の法令によりまして教科書を採択していくこととなりますが、本日お手元のほうにお配りしている資料3をご覧ください。こちらが義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律を抜粋したのですが、その一番下になります。第十四条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。というふうになってございます。そして、これに関連するものとして資料4になります。資料4、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の抜粋ですが、その第十四条に、先ほどお話しした部分ですけれども、法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。というふうになっています。ですから、基本的には、教育計画の継続性を確保するということとか、教科書には4年ごとに編集・検定・採択・発行というようなサイクルがございますので、その辺を考慮して、基本的には4年ということになります。ただし、第2項にありますように、昨年度まで採択していた教科用図

書の発行が行われなくなったような場合には、新たに採択する必要が出てきます。ただし、そのような状況については、今のところ、本年度はそういう状況にはありませんので、基本的には、前年度まで使用していた教科書を採択していくということが法令にのっとりた手続ということになります。

竹内委員) その基本の部分はわかっていますが、今のお話のような例外的な部分についての確認をしたかったということです。最初の話だと、毎年同じものを採択しなければいけないみたいな言われ方をしたので、そういう例外もあるというふうなことで。実は、何年か前に、教科書会社が倒産してかえたことがあります。そういう場合があるので、今の状況だとないだらうという話ですが、10年ぐらい前ですか、そういうことがありましたので、そういう場合には当然かえなければいけないので、教科書の継続性というものはあるのだけれども、やむを得ない場合にはそういうこともあり得るということは知っておくべきということで、確認をさせていただきました。

学校教育課副課長) 本年度につきましては、今のところ、前年度まで採択している教科用図書が発行されないという情報はありますが、万が一そのような状況になった場合には、新たな教科用図書を採択していただくようになります。そういう例外的な状況がなければ、基本的には4年ごとに新たな採択をするということになっていますので、前年度の採択してある教科書を使っていくことになります。

委員長) 副課長の小島さんがさっき説明された内容で、ちょっと厳しいことを言うと、それは本を読めばわかる話なので、小島さんに回答していただいた内容そのものは、付属資料を読めば分かります。何を言いたいかということ、教科書は基本的に4年は使いますよとなっていますが、本来であれば、発行する会社がなくなったとか、その他いろいろな状況、例えば1年間使ってみて、ここはこういう不具合があるとか、こういうのではおかしいよという声に基づいて毎年見直していくわけです。だから、去年も議論になりましたが、毎年きちっと状況を把握した上で、どうしましょうかと。結果的に同じ教科書になるかもしれませんが、本来なら、今日これを提案する前に、例えば、青山委員が言ったように、こちらから不具合はないですかと質問する前に、本来は、学校側での状況を全て把握した上で、これについてはこういう結果で、こういう不具合はないとか、こういったものを押さえた上で提案してくるべきであって、そこを手抜きしているのではないかと思います。

学校教育課副課長) 私の認識としてはちょっと違うところがありまして、資料3で先ほどご説明させていただいたとおり、法律では、第十四条になりますけれども、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。というふうになっていますので、使いづらから教科書の採択をかえるということは基本的には4年間はないという認識でおります。それから、採択につきましては、7月の教育委員会の会議のほうでしていただくという見通ししておりますので、本日は、あくまでも採択の方針について、これよろしいかという確認でご審議いただくという考えでございました。

委員長) 後段のほうでいうと、今日はその方針についてこれでいいですかという話で、よければ、次回のときに、現在こういう状況で、こういう理由でということ提案してくるという話ですか。

学校教育課副課長) 平成26年度に使用する教科用図書については、この発行者のものでよろしいかどうかということを提案させていただき、ご審議いただいて、採択するというふうになると理解しています。

委員長) じゃあ、もう一つ、第十四条にこういう文言があって、例えば、資料4の中の第十四条の2、図書の発行が行われなくなった場合その他の文部科学省令で定める場合において、新たに。とありますが、会社がなくなったときだけで、現場においてこういう不具合があってこうだという教科書があっても、また来年使うというイメージですか。

学校教育課副課長) 使いづらいというような話があったとしても、法律にのっとって採択をするとすれば、4年間は同一の教科用図書を採択するというのが基本線になるというふうに認識しています。

委員長) そんな感じでいいのでしたっけ。

竹内委員) そうすると、形式的にこれをやるだけということになってしまうのですか。教科書採択の審議は、例えば、教科書会社が潰れなければそのまま承認という、それだけのことになるのか。

学校教育課副課長) そのように採択していただくようになると思います。

委員長) 本当にそうですか。

竹内委員) もちろん、採択の前段階で我々が十分検討して、これで大丈夫であろうということで、大磯町としてこの教科書を採択しますというふうに確認をしてあるから、我々の責任もありますが、教科書といえども誤字脱字はよくあることだし、根本的な大きな教科書のつくりそのものがおかしくて指導に耐えられないということであれば、そういうことはないかもしれないけれども、文科省も教科書として認めているわけだから、そこは文科省の責任もあるわけだけれども、そこまで考えなくていいということですか。

委員長) 竹内委員もおっしゃったように、我々教育委員として、まず文科省で審査を受けて、さらに県で審査を受けて、さらに大磯町と二宮町で、共同で審査をして、幾つものステップを踏まえて、基本的にこれは例えば4年間使っても大丈夫だろうというようなことでシビアにチェックして、耐えるということと判断して使っているの、そこは今おっしゃったように、多分不具合はないだろうという前提に立っていますが、何か意図したことと違ったことが発見された場合は、それでも、わかっていながら使っていくということになるのですか。これは毎年度同じ教科書を採択するという話ですが、例えば、ここにあるように、一市町村でやるところはそれでもいいし、大磯町みたいに、中地区というか、二宮、大磯で同じものを使うということ、2つのパターンがありますが、そこは、意図しなかったことが出てきた場合には協議して見直していくというような方向があってもいいのではないかと思います。その辺が少しわかりません。

中野委員) うろ覚えですが、奈良だかどこかの教育委員会が教科書を決めるときに、県とか国の指導に従わないで違う教科書を採択して、国から注意勧告されたという話を聞いたことがあるような気がします。最近の話ですが、でも、だからといって何かペナルティーがあるわけでもなくて、町か市か知りませんが、市民か町民の同意を得て、その教科書を子どもたちに使わせるということを決めて、今も使わせているという話を聞いたことがあります。もしかし

たら大磯町もそういうことができるか、あるいは、やる可能性もあるのかなと思ったのですが、いかがですか。それは、国からの勧告を受けたくないがためにこれを守るとか、そういうことはないですよ。

学校教育課副課長) 事務局としまして、法令にのっとって採択の手続を進めていく場合を想定して私のほうではお話をさせていただいていますので、何か重大な問題があって、どうしてもこの教科書では困るというようなときに、教育委員の皆さんが何かしらのご判断をされるということは、そこまでは私のほうからは何か言えるような立場ではないというふうに思っています。

委員長) 中野さん、沖縄の石垣島の竹富町かどこかの話だと思います。

中野委員) そうですか。奈良と言ってしまってすみません。

委員長) 資料3の法律では、4年間使う、そういう形で読めますよね。だけど、それを踏まえた上で、資料4の法律施行令の中でそういった条件が書いてある。ということは承知していますが、だから、原則的には4年間使いますよという法律がありますが、その施行令の中で、こういう場合もあるから、それはその都度決めなさいよという話をしていると思います。足らない知恵で発言しているから、違うかもしれません。多分、法律が一番なので、きちっと審議されたものを4年間使っていきますよというのが基本的にはあるわけです。それは間違いない。その上で、いろんな条件が来たときには、施行令でこういう形で見直していきなさいよと。なおかつ、残余期間だけですよということと理解していますが、違いますか。

学校教育課副課長) 施行令のほうの第2項ですけれども、例外として掲げているのが、先ほどから話題になっている、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、それから、具体的に、その他の文部科学省令で定める場合において、という記載がございます。これはどういうことかといいますと、4年ごとに教科書が新たに発行されていくサイクルはありますけれども、前回の学習指導要領の改訂がそれとぴったり合う形ではなかったために、前回は、期間を短縮して、学習指導要領の施行に合わせた形で教科書を採択する必要があったために、ここに、その他の文部科学省令で定める場合においてというものが入っていますが、基本的には、その2つの場合だけを法令では想定していると解釈しています。

委員長) そういうふうに読めますが、さきほど、中野委員が言ったように、例えば、それであっても見直しして、我々の大磯町・二宮地区の、教育上これは好ましくないということで、そこについては見直しして別の採択をするよということが、あり得るのかどうかという話です。今言った石垣島のような例、あれはそれで走っているわけです。そういうことは、本来は法律違反になるのかもしれませんが、そういうこともやろうと思えばできるのですよねという話です。ここで言っている文言で文字どおり読むと、会社がなくなった場合と文科省で多少指導要領が変わったときというふうになっていると思いますが、それでもなおかつ、そういったことをやったときに、文科省から、おまえ、おかしいじゃないか。といって処分を食らうのかどうか、それはわからないけれども、それでもやっているところもあるわけです。だから、うがった言い方をすると、そういうこともできるということです。この場に合わない発言なのかもしれないけど。でも、毎年議論になっています。

竹内委員) そう。今まで、たまたま不測の事態がなかっただけのことであって、起こった場合にどうなるのかということは、疑問に思っていたと思います。単純に前年度に採用していたものをそのまま承認していくということだけではなくて、何かあったときにどうするのかという疑問をみんな持っていたので、また今年も出てきたのかなという感じを私は受けますね。何かの機会にその辺を県などに確認してもらって、返してもらってもいいと思います。その必要はないですか。

学校教育課副課長) 確認はいたします。

竹内委員) 同じような答えになるだろうと思いますが。

委員長) 文言を見ると、小島さんが言ったような形の解釈かもしれないですけどね。

竹内委員) この中身とは関係ありませんが、県の教科書採択で、採択地区について、今、国・県はどのような状況ですか。一時、採択地区の細分化ということで、その地域の実態に合った教科書を採択するよというということで、ここら辺も大体市町村ごとに、大きな市、郡などで採択地区になりましたね。その前は中地区全体だったのがちょっと細分化された。その動きは今度どうなりますか。

学校教育課副課長) 竹内委員からのご質問につきましては、資料3をご覧くださいと思います。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第十二条に、採択地区についての定めがございます。第1項のところですが、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。ということになっています。その流れの中で、現在、この辺では、中郡とか各市を単位とした採択を行ってしまして、中地区全体での採択ではないという少し細分化された形で進んでいますが、この採択地区について、毎年、県の教育委員会のほうから、その採択地区の状況でよろしいかどうかというような確認が来ますが、今のところ、どちらからも、この採択地区の見直しについての意見は出ていない状況です。

竹内委員) 寒川と葉山は一郡一町なので、あそこはどうなっていますか。寒川は、茅ヶ崎と一緒にですか。

学校教育課副課長) 寒川は寒川町一町で採択をしています。

委員長) 葉山はどこと一緒にですか。

学校教育課副課長) 逗子は市になりますので市単独ですが、町でいいますと、寒川町と葉山町が一町で単独でということになっています。

竹内委員) 葉山と大磯は、規模は同じぐらいですよ。参考までに聞かせてもらいました。

委員長) 基本的に、施行令の第十四条2で、発行会社がなくなった場合と、文科省で方針が変わった場合について、教科書の選定の可否を含めて見直していくという話の文言になっているような気がします。今確認して、自分の中で咀嚼して。そういう意味で、まあ原則はそうなのだろうけど、あくまでも4年間使うということは基本的なものであって、その2つの例外について見直すという話で捉えていくと、これは別に出さなくてもいいのかなと思いました。そういうことが決まっていれば、別にこれは変えなくてもいいし、付議する必要はないのかなと思っています。

青山委員) 今までのやりとりの中で、7月にもう一度この案についてはやるということですね。ここに25年度の神奈川県の方針が載っていますが、1年前の定例会のときを見ますと、去年、25年度に、もうその年度の県の教育委員会の方針が資料として載っています。それと同じものが今回コピーされていますが、26年度の県の方針が近々出ると思うのですが、それが出てから採択について話し合ったほうがよかったのではないかと思います。話し合いましたが、少し消化し切れない部分が残ってしまいました。

学校教育課副課長) 県の通知で出ています本日参考資料として提示させていただいている平成25年度の県の方針は、本年度、県のほうから通知されたものですので、恐らく、前年度は平成24年度の採択方針というふうになっていると思います。

青山委員) 確認しましたが、資料には25年度として添付されていました。

学校教育課副課長) 前年度資料にですか。

青山委員) 見比べました、1年前のものと同じものが載っていると思いました。

委員長) これは本来26年度ですね。

青山委員) そうですね。中身は同じになると思いますが。

委員長) 町としては、県の方針を踏まえてやるわけですよ。

学校教育課副課長) 今、私も改めて確認したところなのですが、確かに平成25年度において使用する。というふうに書かれていまして、本年度の通知も出ていますので、申しわけありません、この参考資料がどこかで入れ違ってしまった可能性がありますので、この参考資料はまた確認させていただいて、本年度来ている正しいものをお渡ししたいと思います。

青山委員) そうですね。

委員長) 皆さん悶々としているかもしれませんが、基本的に、施行規則を踏まえてこの文言で解釈すると、基本は4年使いますよと。それで、発行できない場合や、文科省の学習指導要領が一部変わったとか、それを踏まえて、こういう教科書はだめだとか審議するのはあれで、特に文科省の変更もないし、発行しないところもなければ、基本的に再確認をして大丈夫だよということを踏まえて、同じものを使っていく。同じものというのは失礼だけど、結果的にここを使っていきましょうという理解で進めましょうか。

学校教育課副課長) 先ほども申し上げましたが、採択の方針を教育委員会として承認するというか採択するという話し合いの場になっています。ですので、本日の議案の第一段落の部分は、今日いろいろお話をしました法令に基づいて、規定に基づいて採択をしますということを方針として最初の段落で書いています。その最初の段落に書かれている内容の中に、4年間、基本的には同じ教科書を使用しますということが意味として含まれています。第二段落では、これは毎年のごとくですけれども、その教科書は平成26年度使用の教科書目録に記載されているものから採択しますということです。実は、この教科書目録が本年度まだ届いていないのですが、ホームページで確認しまして、発行者については、変更は出ていません。ですから、基本的には、問題がなければ前年度と同じ発行者のものを採択することができます。そして、第三段落は、昨年度も拡大教科書について新たに採択していただきましたけれども、附則第9条図書については毎年度新たな図書を採択することができるので、

採択しますという方向がここに示されています。ですから、今日は、この方向の方針の確認になります。そして、この方針を確認した上で、改めての教育委員会の会議におきまして、具体的にどの教科用図書を採択するのかということをお話し合っていていただき、採択をしていくという流れになるというふうに思いますので、本日は、教科用図書の採択ではなくて方針の採択ということで、この後、ご審議をお願いできればと思います。

委員長) よろしいですか。

青山委員) 方針の採択を踏まえて、次は教科書の採択という手順ということになるのでしょうか。

竹内委員) これが方針になるのですね。

委員長) 今言ったように、この方針の大きな中身というのは、今使っている教科書を継続して使うということも入っているわけですね。

学校教育課副課長) そのとおりでございます。

委員長) どうですか。何かありますか。

竹内委員) 法で決まっているから仕方がないかもしれないけれども、変えないにしても、前年度のものを踏襲するにしても、もう少し裁量の余地があってもいいのかなという感じはします。

委員長) いろいろ議論したけど、つまるところは、竹内委員がおっしゃったようなところがあって話をしたつもりですが、こちらも十分伝わっていないところもあったかもしれません。長引きましたけど、これについては、法律にのっかって淡々とこういう形で以降決めていきますという、その方針を出したということによろしいですね。

竹内委員) 確認だけど、そうすると、参考資料1の県の採択方針は、次回はつけてもらえるということでもいいですね。

学校教育課副課長) はい、準備させていただきます。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第3号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第3号平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針については原案どおり承認をいたします。

付議事項第4号 大磯町社会教育委員の委嘱について

生涯学習課長) 説明資料の1ページ、大磯町社会教育委員 委嘱理由をご覧ください。現在、大磯町社会教育委員の任期は、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2年間となっております。11名で構成されております。委員のうち学校教育関係者として大磯町立校長・園長会から学校長が選任されておりましたが、今回、学校長の退職に伴い欠員となりましたので、大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例第3条の規定に基づき、前任者の補欠委員を新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めます。説明資料の2ページは、社会教育委員の設置、構成、定数等に関する法令の抜粋で

ございます。このうち上段、大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の条文中、第3条第3項に、委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱するとあります。また、同じく第4項に、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするとありますので、今回、提案させていただく補欠委員につきましては、前任者の残任期間である平成26年5月31日までとなります。なお、3ページ目は、今回の改選前における社会教育委員の名簿でございます。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が3月31日付けで退任された方でございます。その他10名の社会教育委員についての変更はございません。

質疑応答)

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第4号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第4号大磯町社会教育委員の委嘱については原案どおり承認をいたします。

協議事項第1号 教育施設修繕計画方針(案)について

学校教育課長) 協議事項第1号、教育施設修繕計画方針案について、ご説明いたします。表紙から2枚おめくりください。1、計画の目的と位置付けでございます。本計画は、教育委員会が管理する施設の現状と維持保全の課題を踏まえ、建築物の長寿命化を基本に、安全かつ良好な状態で維持保全することを目的とし、毎年度の予算編成の指針といたします。公共施設の維持管理については、多くの行政機関で効果的な維持管理ができていないという課題があります。特に財政的な課題が大きく、老朽化した施設を即建替える、という状況ではないことから、計画的な修繕方針を立て、施設の長寿命化を進めていく必要があります。今回お示しする方針は、教育委員会が管理する施設に限った内容となりますが、先ほども申し上げましたように、財政的な課題が大きいことから、現在、町部局でも策定準備にかかっています、町全体の施設修繕計画として、最終的にはまとめられるものとなります。続いて、2、計画の対象施設です。対象施設は、延床面積500㎡以上の11施設とします。4つの小・中学校、4つの幼稚園・保育園、3つの社会教育施設とします。続いて、3、計画の対象事業と種類です。対象事業は、原則130万円以上の修繕・改修工事とします。また、整備項目として次の4つに分類します。耐震化整備、老朽化改善整備、空調設備や防犯対策などの環境設備整備、そして給食施設整備です。次のページをお願いします。続いて、4、計画の期間です。計画期間については、大磯町の総合計画の期間が15年間としていますので、それに合わせ15年間とします。しかし、この方針の計画期間については、第4次総合計画の最終年度に合わせ、平成25年度から平成32年度までの8年間とし、その後の計画を定める際は、第5次総合計画と同じサイクルとしたい、と考えております。なお、計画期間内においても、施設の状況等

を踏まえ、予算編成と連動し適宜時点修正してまいります。続いて、5、進行管理です。計画の達成状況を把握し、事業推進を進めるために、事業毎に進行管理を行います。次のページ以降の表については、対象施設と種類別による事業計画の優先順位を示した表です。各施設における、必要な修繕・整備等をあげ、分類したものです。1ページ目は、小・中学校施設の耐震化と老朽化改善に関わる整備で、表、左から、優先順位、建築年次、工事種類の区分、施設名を表した事業名、事業概要、となります。次のページ以降から、環境設備整備の優先順位、続いて、給食室整備、生涯学習館、図書館、郷土資料館の分類ごとの計画順位となっています。今回、お示しさせていただいた表では、各事業の概算費用の記載はございません。といいますのは、現在、町部局においても、町全体施設の長期修繕計画の策定中であり、それに伴って教育施設も含めて財源計画が必要となりますので、全施設を合わせた上で、具体的な予算額が掲載されることとなります。概要説明は以上です。

質疑応答)

青山委員) 教育関係の施設の改修がこれだけあるということが改めてよくわかる資料だと思います。これをやっていくに当たっては、町全体の計画の中で進めるということで、今策定中ということでしたけれども、この計画はいつごろでき上がるのでしょうか。そういう予定がわかりますか。

学校教育課長) 総務課が所管しております。24年度と25年度、2年間かけて計画を策定する予定となっております。現在の状況を聞いたところ、各施設の状況を把握、集計をしています。内部組織を今年度立ち上げて、その検討を始める。それで、25年度中には策定したいというふうに聞いております。

委員長) その計画策定の中に、優先順位を踏まえて、2020年度までの計画が大体決まるわけですか。

学校教育課長) 今回お示ししたのは、あくまでも学校教育施設でありますけれども、当然、財源計画が必要になりますので、全ての施設をまぜた中で優先順位が定まってくる。それで、26年度以降順番に、修繕等、改築等も含めて、全体の施設として計画を立てていくということになります。

竹内委員) 具体的には、「事業の優先順位」という表がありますよね。磯小の体育館耐震補強から始まって、今やっているのは、1番、磯小の体育館と国府小のトイレ、これが25年度にはできそうなので、予定に具体的に上がってくるのは3番目ぐらいからということですか。26年以降、3番目ぐらいからということになりますか。

学校教育課長) 1番、2番は、24年度、25年度で予算化できましたので、具体的には、この表からしますと3番以降、国府中の体育館がこの表としては一番優先順位になります。それ以降で年度別に定まってくるということになります。

委員長) この資料は、どこかに出ていきますか。教育委員会の外に出ていく資料になりますか。

学校教育課長) 今回、こういった形でお示ししましたので、当然、公表対象となる資料となります。

委員長) 2番の計画の対象施設で、計画の対象施設は教育委員会が保有するのですか。管理する。ではないのですか。上の位置付けのところは、管理するにな

っていますが、所有するのは町ではないのですか。

学校教育課長) そうですね。町と訂正させていただきます。

委員長) それから、ちょっと教えてください。床面積が500㎡以上、この根拠は何か基準がありますか。

学校教育課長) これについては、実際には、教育委員会が管轄している施設として延べ床面積が500㎡未満の施設は、現在は、子育て総合支援センターが500㎡未満になります。それしかありません。決まりはありませんが、一定の大きさ以上のものということと、あとは、3番にある原則130万以上の修繕・改修というものも、実際には軽微な、金額的に修繕で済むもの、130万以上ですと、内部の話になりますけど、契約上とか、あとは修繕か工事かという区分がありますので、金額的なものも含めて500㎡で線を切ったということです。

委員長) ちなみに、町の補助も500㎡以上になっていますか。町の財政課の部分も500㎡ぐらいですか、もっと大きいですか。

学校教育課長) そこまでは決まっていないと思います。総務課でやっていますけれども、特にその基準はないです。

委員長) 下の計画の対象事業と種類の中、4の給食施設のところで、改修ではなくて壊して直す、更新というか、施設を壊して新しくつくるといような考えはここには入っていないのですか。

学校教育課長) 今回は入っていないです。あくまでも長寿命化ということを第一にしていますので。今回、冒頭申し上げましたように、最初は8年間、それ以降は当然考えなければいけないと思いますけど、今回については入りません。

委員長) 次に、前回もらった資料で、国府小学校体育館の改修事業が抜けていますが、これは外したのですか。

学校教育課長) 国府小学校の校舎の改修ですか。

委員長) 国府小学校体育館改修事業、前にももらった資料に5,000万を上げていたと思います。前回、4月のときにももらったものが落ちていますが、これは何か理由がありますか。

教育部長) 事務調整で渡したものについては、確定はしていない段階でのイメージで、定例会のほうで議論したいということで出しましたので、また改めて精査して、優先順位の入れかえをしたものです。

委員長) いいのですが、かなり額も高いもので老朽化であったので、ちょっと気になっただけです。それと、これを教育委員会事務局でつくって、これから財政課との調整となるわけですね。これはぜひやってほしいと盛り込んでいくのだけど、この資料の中では、計画年度は外したのですよね。

学校教育課長) そうです。

委員長) これは何で外したのですか。

学校教育課長) 計画年度と財源計画はセットで考えなければいけないので、今回については、優先順位のみとさせていただきます。

委員長) 前に報告をもらって、優先順位はわかりますが、この後、やりとりするときには、当然、こちらのやりたい時期というのはいいわけだね。

学校教育課長) 当然、町全体として、交渉じゃないですけど、全体を整理しなければいけないので、当然、教育委員会としての優先順位だけではなくて、金額的なものも、あとは、教育委員会としてはこうやりたいということを書いて

まいります。

委員長) 次の質問で、例えば、耐震の場合、1ページの耐震化、老朽化の関係だと、新耐震基準でつくったときなのか、旧耐震基準でつくったときなのか、それは全て把握していますよね。

学校教育課長) はい、しております。

委員長) それの一つ。それから、設備の関係については、耐用年数が来ている、来ていないということは全部把握していますよね。

学校教育課長) そうですね。その中で計画を立てています。

委員長) 次に、例えば、耐用年数は法定の基準年がありますが、だまし、だまし使えば、基本的にずっと使える、倍ぐらい使えると思います。設備の中で、こういうトラブルがあつて補修したけれども、例えば、今後、これはもう物をつくっていないとか、もうできないというような、そういったものはこの全体のページにわたってきちっと把握していますか。

学校教育課長) 実は、今回お示しはできませんでしたが、それぞれの改修事業の金額についても把握してあります。その中で、当然、設備関係では、法律で定めた耐用年数だけではなくて、委員長がおっしゃったように、だまし、だまし使えるのだけれども、部品がなくなっているから改修ができないとか、そういったものも含めて予算額の概要の把握はしております。

委員長) 学校もそうです。むしろ現状がどうで、例えば、この施策が平成28年か29年とっていますが、とてもそこまでもたないというような、言葉を悪く言うと、財政課に対して逼迫感を訴えてほしいという気がするわけです。だから、この状況でこうだから、前倒しで、本当に優先順位でやらなければいけないとか。それから、今言ったように、耐震基準がいつのものとか、あるいは、その設備をいつ入れて、耐用年数は来っていますが、工事等でとても対応できないというような、きちとした誰でもわかるような資料なり、コンセプトをつくっておいてもらいたいと思っています。

教育部長) 確かに、今ある公共施設をこれから建て替えをしないで使っていくということなら、全施設に一回調査をかけたほうがよいと思います。お金はかかりますが、総務課で全施設を、どこの部分がどれだけの耐用年数で、あとどのぐらいもつかとか、それは調査すべきだと思います。今、総務課で策定中の計画にも、これは教育委員会が先行していますが、それにあわせて申し出をしたいと思っています。公共施設の全施設を、どれだけの耐用があるのかとか、どれだけのもつのか、これはすぐに交換しなきゃいけないという、その辺の事前調査をすべきではないかと。これは前から思っていました。30年たつと大体交換するようになります。今回は、図書館の空調機がいい例です。20年たったぐらいで、一応、基準などで、例えば屋根は10年の耐用年数ということで、そのときの工法の仕方とかもありますから、ある程度、今からはどうかと思いますが、全調査をすべきではないかと思っています。

委員長) 2年ぐらい前に、佐川さんが館長のときの予算編成時期に、資料館のリニューアルの件がゼロ査定になって、なぜこれを査定したのという話をしたときに、僕は、町全体としての施設の中の位置づけで、町全体の施設がどうで、その中で資料館がどうなるかということをするべきではないかと言ったことがあります。そのときに町の考えを少し批評しましたよね。建物に対する姿勢

というのを。一昨年の暮れだったと思いますが、リニューアルができないと言うから、言ったのです。だから、今おっしゃったように、中期計画、町のほうのやるものとして、町全体の施設の位置づけを全部把握して、その中でどうするかということをするべきだと思っています。それがあったので、だから、きちっと優先順位をつけて、ここはこうだと向こうに訴えかける逼迫感というのをやってほしいと思っています。

中野委員) 学校設備のところですが、優先順位が必ずしも築年時の古い順になっていないですね。ということは、これは多分、危険度とかを考慮された順位になっていると思います。そうすると、この施設は、子どもたちが何人、何時間で利用する利用頻度の高いところなので、危険を避けるために優先順位を上げていますといった、具体的な説得力のある説明をしていただきたいと思っています。

報告事項第1号 工事請負契約の締結について

学校教育課長) 報告事項第1号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。表紙をおめくりください。国府小学校トイレ等改修工事について、5月2日に一般競争入札を執行し、契約予定の事業者が決まりましたので報告いたします。また、5千万円以上の工事になりますので、契約に際し、町議会の議決を得る必要がありますので、ご承知おきいただきたいと思っています。入札参加者は1者辞退したため14者で入札を行いました。その結果、No.9の匠建設株式会社が、税抜きで、56,661,000円で落札しました。落札比率は85.0%でした。これにより、事業者と仮契約を結び、6月3日開催の大磯町議会本会議にて承認された後、本契約を締結することになります。続いて、1枚おめくりいただいて右ページの、工事概要についてご説明します。2、請負業者は、平塚市東八幡にあります匠建設です。3、請負金額は、税込みで、59,494,050円。4、契約工期は、契約締結日から10月31日まで、5、主な工事内容は、トイレ改修工事と浄化槽解体工事です。6、スケジュールについては、別添予定工程表、との記載がありますが、本契約後に事業者と調整し決定されますので、資料添付はございません。大変失礼しました。次のページ以降は、工事の配置図、各階平面図、トイレ内の施工前・施工後の標準的な平面図でございます。説明は以上です。

質疑応答)

竹内委員) 子どもたちが毎日使うものなので、工事の時期や子どもたちへの影響等、考慮された作業日程になっているということでよいでしょうか。

学校教育課長) 夏休み中心とした工事となりますが、その期間だけでは終わりませんので、9月にずれ込みます。その間、場所によって使用ができなくなりますので、他の場所を使用していただくようになりますので、多少不便が生じますが、8月の夏休みを中心に工事を行って行きます。

委員長) 夏休みが終わっても続くと思いますが、完成したところから使用すること

ができますか。

学校教育課長) そのように使用していきたいと思いますが、正式には違います。

青山委員) 今回、この工程表があれば、より話し合いが、し易かったと思います。その辺がなんとも分からないので言えませんが、子どもたちが、トイレを我慢し、近くにあるはずのトイレが、階を変えて使用しなければならなくなると、いろいろトラブルが生じるのではないという心配があります。その辺も学校と工事関係者と良く話し合いをしていただいて、教育委員会で指導していただきたい。保護者も心配すると思います。

教育部長) 北棟と南棟がありますので、どちらかを優先して、例えば北棟を8月末までに終わらせて、南棟は9月に入ったとしまして、南棟の子どもたちは、移動距離はありますが、北棟を使用してもらうようになると思います。

青山委員) 保護者へ説明は行う予定はありますか。

教育部長) 議会の議決を経たあと、保護者説明会とできたら近隣住民への説明会を行いたいと思っています。

中野委員) 大型車両の出入りなどありますので、警備員を立たせるなどの配慮をお願いします。

教育部長) 今回、正式に契約した時点で調整の中で話しをしていくという形になります。

青山委員) 浄化槽の解体というのは埋め込みですか。

教育部長) 浄化槽については、今回のトイレ改修工事と併せて、体育館の下水道接続工事を行う予定です。プールの時の話になってしまいますが、その当時の財政課との話し合いの中で、既に国府小トイレ改修工事の計画がありましたので、これと併せて実施してくださいとのことで、体育館の浄化槽解体工事行います。

委員長) 前回の議会をテレビで見えていましたが、ある議員の質問で、職員用のトイレが多いのではないかとこの質問がありましたが、それはどうなりましたか。見直ししたのですか。

教育部長) 基本的には同じです。職員のトイレは、2階に1箇所あります。現状維持となっています。洋式と和式の比率はありますが、現状と変わっていません。いろいろ質問の中で、教職員の人数や児童に対しての比率はどうかなど聞かれました。

委員長) 質問はあったけれど、原案どおりいくということですね。

教育部長) そうです。教職員の人数は、変わっていませんので、現状維持ということで計画しました。

竹内委員) トイレは、子どもにとってデリケートな問題なので、きれいになることは良いことなので、先ほども話にあったが、トレイの場所が変わったり、形状が変わったり、例えば仮設を作ったりなどがあった時に、そういうきっかけでトイレに行かれなくなってしまう子どももいると思うので、充分学校と連携を取りながら進めていってほしい。

報告事項第2号 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱について

郷土資料館長) 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱についてご報告させていただきます。資料の裏面に、大磯町郷土資料館運営委員名簿と大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の抜粋を掲載しております。郷土資料館では5名の運営委員を委嘱しております。大磯町郷土資料館運営委員会は、館の円滑な運営を図るために事業等のご意見をうかがう組織でございます。委員の内、学校教育の関係者につきましては、大磯町立校長・園長会の役割分担により委嘱しておりますが、今回学校長の退職に伴い、その残任期間をお願いするという内容です。

質疑応答)

委員長) 条例の14条に速やかにとありますのでよろしくお願いします。

報告事項第3号 ミニ企画展「新収蔵資料展」の開催について

郷土資料館長) 資料をご覧ください。今回の展示は郷土資料館平成25年度第1回企画展であり、平成25年6月2日(日)から6月23日(日)まで19日間の開催を予定しております。展示の趣旨は、近年収集した資料を公開し、収蔵資料を活用するとともに、資料の展示を望む寄贈者の要望にもお応えするというものであります。今回の展示では近年収集、または活用できるようになった資料を、分野を問わず紹介するもので、歴史資料を中心として、考古・自然・民俗の各分野の資料を展示いたします。刊行物については、リーフレットを作成いたします。今回の企画展については5月号広報でも予告しておりますが、6月号広報で紹介する予定であります。また、リーフレットの関係機関への配布やHPなどでも周知を図ってまいります。

報告事項第4号 おはなしボランティア講座の開催について

図書館長) ご説明します。目的として、図書館ボランティアの支援・養成するための講座で、今回は短いおはなしを語れるようになり、今後のボランティア活動に活かせるようにする。日程としては、講座を6月下旬から7月下旬にかけて3回開催します。いずれも、午前10時から開催します。内容は、ボランティアとしてのところがまえ・短いおはなしをみんなで覚えよう・みんなで語ろう、までを講演していただき参加者全員に実際、おはなしを語っていただきます。場所は図書館大会議室で行います。子ども読書コーディネーターの佐藤涼子氏にお願いしています。募集20名 6月4日火曜日から受付、来館または電話で募集します。対象はおはなしボランティアに関心のある方周知につきましては、ポスター・チラシ・広報・ホームページにも掲載する予定です。参加することにより、短いおはなしを語れることなり、おはなしボランティア活動、その他、いろいろな場所で役立てていただければ幸いです。以上で報告、終わります。

報告事項第 5 号 児童文学講演会「799の嘘」～お話づくりを楽しむ～の実施結果について

図書館長) 報告事項第 5 号の児童文学講演会、799の嘘、お話づくりを楽しむ。の実施結果について報告します。平成 24 年度の最終日の平成 25 年 3 月 31 日の日曜日に図書館大会議室で実施したものです。アンケートの集計があったため、報告が今になってしまいました。講師は児童文学作家の市川宣子氏を招き、実施しました。講座内容としては、作家になったきっかけ、作品の込めた思いを語っていただき、さらに、参加者にアドバイスをしてお話しを作りました。参加者は 31 名でした。講演会の後に参加した動機、ご意見・ご感想等のアンケートを行いました。最初に「参加した動機は」の質問には児童文学に興味があった 54.5 %・18 名、作家自身に興味があった 21.2%・7 名、図書館行事に参加したかった 12.1%・4 名・その他 12.1%・4 名となっています。その他として、自分の勉強のため、興味があった、親と子の教育のためとか、創作の話を聞きたかったとかとなっていました。ご意見・ご感想については、作家の先生の読み聞かせが、楽しかったのがほとんどでした。物語の作りかたを体験すること、作家本人との触れ合い、物語を創作するには等、報告書にあるとおりです。児童文学者の話を直接、聞くことにより、著者に親しみを感じることができ読書のきっかけ作りになりました。以上です。

その他

学校教育課長) 前回の定例会で報告いたしました、報告第 3 号平成 25 年度学級編制及び教職員の配置状況ですが、資料に一部訂正がありましたので、本日訂正版をお配りいたしました。大磯小、国府小、国府中学校生沢分校の教職員数に誤りがありました。また、委員からのご質問に未回答のところがありましたので、ご報告させていただきます。総括教諭の配置状況についてですが、現在、大磯中学校が 5 名、国府中学校が 6 名、学校の規模からすると逆ではないかと言うようなご質問だったと思います。総括教諭については、平成 24 年度、各校 5 名ずつ配置しておりました。平成 25 年度については、このように 5 名と 6 名の配置となりました。これについては、県から配当があり、今回、11 名が配当されるということで、両校と調整の結果、このようになりました。これについては、学校の規模ですとか、同数配置にはなりませんので、学校の考え方によって調整した結果ということをご理解いただきたいと思います。

委員長) ちょっと一点、ご相談というか話がありますけど、今、大磯町では、小児医療の関係で、ゼロ歳児は無料で、小学校卒業まで医療費は無料にしています。通院は中学校までです。所得制限はかかっていると思いますが、基本的に無料になっています。医療の関係でいろいろ議論があって、大磯町の場合、現物給付方式になっていたんでしたっけ。

学校教育課長) そのとおりです。

委員長) この前、厚労省へ行ったときに、別件で行ったのですが、どうも厚労省は、小児医療の無料化についてはまかりならんということで、ペナルティーを科しています。小児医療を無料化にすることはだめで、実際の市町村、幾つかの市町村に対して、百何十億か 66 億か、記憶ははっきりしませんが、実際にペナルティーを科しています。なぜそういうペナルティーを科するかというのは、大磯町みたいに現物給付方式をとっているのと償還払い方式で、現物給付方式にすると、安易にかかり過ぎるといふか、不公平になるところがある。それは市町村で差ができてはいけない、不公平になるといふことで、ペナルティーを実際に科していますが、憲法 26 条からいくと、義務教育は無償にしますと書いてあるので、基本的に、無償でもいいのかなと思っています。何が言いたいかといふと、所得制限をかけてもいいと思っているのですが、基本的には無償にすべきだと思っています。実は、前年度でしたか、たしか大磯町の事業仕分けの中で出ていたと思います。小児医療をどうするかという。事業仕分けで抜本的に見直しという回答が出ました。多分、今年もあると思いますが、それはまた出す予定はありますか。

教育部長) 一回事業仕分けで評価されていますので、継続の審議にもなっていないですから。抜本的な見直しをせよという意見で、それを再度評価にかけるといふことではないです。当然、その結果は真摯に受けとめなければいけないことですので、それに沿って、今、どういうふうにするか、中では検討していますが、なかなか進んでいない状況です。評価のときの担当の話では、拡大の方向の評価をしてもらうことでありました。説明の仕方がうまくいかなかった部分もありますが、担当課としては、中学まで、今は入院だけですから、通院の拡大、所得制限の撤廃まではなかったのですが、その辺の評価をしてくださいという話を担当課ではしました。基本的には、いろいろな話が出て、制度自体をもう一度再確認あるいは見直してほしいというような結果でした。今、現状維持で行っていますが、もう一度、再考し、見直すというような評価でありました。

委員長) フリーな意見ですが、拡大もあわせてという話ですか。

教育部長) 担当課としては、そういう意味での評価をお願いしたつもりです。なぜかといいましたら、次世代育成地域行動計画の中で、26 年度の計画の中では、今言った所得制限の撤廃と、中学生の通院まで拡大を検討ということが出ています。それに沿って行政評価に上げさせていただいたものです。

委員長) 抜本的に見直すという話なので。

教育部長) 確かに、財政的な負担というのがあります。前回の事業評価の中では、障害者医療もテーブルに乗りました。医療費全体で 3 本ぐらいあったと思います。それに連動して上げた中で、障害者医療も、同じような形で見直しというような評価が、確か出たと思います。

委員長) これは個人の意見ですが、一委員の意見として、次世代を担うといふか、次代を担うといふか、大磯町として、町長も教育をきちんとやりますと言っているわけだけど、小児医療とかそういうものは大磯町としてきちっとフォローすべきであって、それを抜本的に見直ししなさいといふのは、僕は理解できなくて、所得制限はあってもいいかもしれませんが、できれば、そういった小児医療に対してはできるだけ補助していくべきだと思っています。障

がい者医療もそうですが、もっとほかに削るべきものがあるのではないかと
思っています。教育委員会の予算を超えて発言しては、まずいかもしれませ
んが、全体の町の中で見直すべきところは見直してもらって、きちっと教育
をメインに据えていくのであれば、そういうことはぜひやってほしいと思っ
ています。ある意味で、法律は、義務教育は無償化しなさいということなの
で、我々は、法律違反はしていませんが、国の機関で厚労省がそういったペ
ナルティーを科しますということは実際にあつて、それには一応反している
わけですよ。我々の形としては現物給付方式で、厚労省に対しては、反旗
を翻すといったら変だけど、反対しているわけでしょう。話は飛びますが、
異論があるのだけれど、先日の議会日より、議運で日の丸掲揚とかいろい
ろ出ている、我々、憲法に違反していないけど、厚労省の方針に反して現物
支給方式を審議して、教育委員会から議会上げて、議会でもんでもらって、
こういうことをやりますということに対して後ろめたい気がしてしまうのか
なと思っていて、うまく言えないんだけど、今さら何でそんなことをするの
かよくわからない。議場では、きちっと何のものにもとらわれなくて、自由
に討論して議論すべきであると僕は思っていて、日の丸がどうのこうのと言
っているのではなくて、そういった中で真摯に議論してもらう場であるから、
国に反するような結論が出る場合もあると思うので、そこは、国に対しても、
我々、間違っていないことは堂々と議論をやって、義務教育については大磯
町ここにありという形で、ぜひ、義務教育に対しては手厚くやってほしいと
いう気がしています。来年度の予算の中には、小児医療については、少なく
とも、今を確保する、あるいはもう少し、所得制限をかけながら拡大してい
くというようなイメージで取り組んでほしいと思っています。

教育部長) 確かに、もう評価結果が出ていますので、政策課に検討状況を報告する
という時期も多分これから出てくると思います。検討として、予算の前に一
回これを定例会でテーブルに乗せたいと思います。委員長からご意見があり
ましたので、子育て全体も含めた中で、小児医療に特化していいと思いま
すが、ここで議論されれば、担当としても、来年度の予算について、その辺
の教育委員会の意見を総合して予算提案ができます。次世代育成地域行動計画
としても拡大での検討の方向で出ていますので、それは難しいとしても、現
状維持ぐらいは進めていきたいというような考えを持っています。これは、
小児医療の予算にしますと 8,000 万ぐらいかかっていますので、予算時期に
なりましたら、もう一回定例会で、その他でもいいですが、話し合っただ
きたいと思います。

委員長) 我々、教育委員会から町に予算案を出し、町の予算案として議会上
げて、議会にもんでもらって、議員の先生方で真摯に検討してもらって、議
会の中では、余計なものが働くものは好ましくなく、さらな状態でやっ
てほしいなという気がします。そんな感じで、ぜひ議員の先生も、議会
でも真摯に意見をもんでもらいたいと思います。皆さん、小児医療につ
いてこのようなご意見がありますが、いかがですか。

竹内委員) 長いスパンで見えていったときに、少子高齢化で子どもの数も減
っていますね。今、東京を考えたときに、いわゆる平塚、大磯、ここら辺
までが大都市に通うぎりぎりのところだと思いますが、二宮は人口がど
んどん減っちゃ

っていますから。そういった意味でも、地域、町の活性化等を考えたときに、一つの特色、子どもに対する手当てとしてこういうことをやっていますというのを幾つも打ち出して人を集めないで、大磯は我々年寄りばかりになってしまうので、活気のある町にしていかなければいけないのではないかと思います。そのための一つのものとしては、今、委員長が言われた、小児医療も含めた子どもたちへさまざまな手厚い保護をしていって、子どもがいられたる家庭のお母さん方が、大磯は住みやすいところだなというふうに思ってもらえるように事業を展開していかないと、黙っていたら、どんどん人口減に対応できなくなってしまうのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育部長) 転入された方は、それも一つのポイントのようです。大磯町は小児医療無料だという形で住む方も、それも一つの大磯に住むという選択肢で、今、竹内委員が言われたとおり、それもあるみたいです。そういう意味の子育て支援対策というものも一つだと思います。行政評価では、それだけではなく、お金をかけない方法で、子育て支援全体の施策があるのではないのかというような意見も確かに出ていましたが、それについては、町もいろいろやっていますが、費用は、8,000万ほどかかります。今、竹内委員が言われた、住んでもらえるということの一つの政策でもあるというのは、担当としては思ひます。これについては、また予算時期になりましたら議論させていただきたいと思ひます。

教育部長) 次回の定例会は6月19日水曜日午前9時から本庁舎4階第一会議室で行います。また、午後1時30分から国府小学校の学校訪問がありますのでよろしくお願ひいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成25年6月19日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____